

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）による改正後】（抄） 1
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正後】（抄） 2
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）による改正後】（抄） 3
- 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄） 4
- 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄） 4
- 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正後】（抄） 4

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）による改正後】（抄）

第一百八十条の四（略）

② 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

②・③（略）

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付職員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第二百四十三条の二の七 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2・3 (略)

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正後】（抄）

第三百三十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項
- 二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項
- 三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項
- 四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基準に関する事項
- 五 職員の意に反する休職の基準に関する事項
- 六 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項（同法第二十二条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任並びに同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定による勤務延長の基準に関する事項
- 七 地方公務員法第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長

等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二

ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 一

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警視総監又は道府県警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

2 4 (略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）による改正後】（抄）

（在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。
- 3 (略)

○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（職員の人事管理）

- 第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。
- 2・3 (略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（政令への委任）

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正後】（抄）

（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用）

第五十条 地方自治法施行令第四十二条第一項及び第二項、第四十三條、第四十五條から第四十八條まで、第五十條、第五十二條（第一項第一号に係る部分を除く。）、第五十四條から第六十條まで、第六十一條から第六十五條の七まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條の七まで、第七十條の二、第七十條の四、第七十條の五第一項及び第二項前段、第七十一條から第七十一條の六まで、第七十一條の七第一項及び第二項並びに第七十二條から第七十三條の六までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條の四及び第七十三條の六の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

<p>第七十三條の四第一項</p>	<p>次の</p>	<p>合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の</p>
<p>第七十三條の四第一項第一号</p>	<p>同項 普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等） 当該各号に定める</p>	<p>合併特例区の長等（合併特例区の長等） 市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項 合併特例区の長等（合併特例区の長等） それぞれ次に定める数を乗じて得た 合併特例区の長 二</p>
<p>第七十三條の四第一項第一号</p>	<p>地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の</p>	<p>合併特例区の長等（合併特例区の長等） 市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項 合併特例区の長等（合併特例区の長等） それぞれ次に定める数を乗じて得た 合併特例区の長 二</p>

	<p>長等の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	
<p>第七十三条の四第一項第二号</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>合併特例区の職員 一</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七條の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。